

放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査結果

埼玉県福祉部 少子政策課
令和 3 年 1 月 調査

埼玉県では、平成 27 年 3 月に策定した「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」において、各市町村における放課後児童クラブの設備及び運営の状況を調査し、これを公表することとしています。

このたび、令和 2 年度の調査結果を集計しましたので、以下のとおりお知らせします。

※ 数値は設備及び運営の状況調査表集計結果、及び「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」（厚生労働省調査。以下「実施状況調査」）から。調査日は令和 2 年 7 月 1 日現在。

1 基礎データ（実施状況調査より）

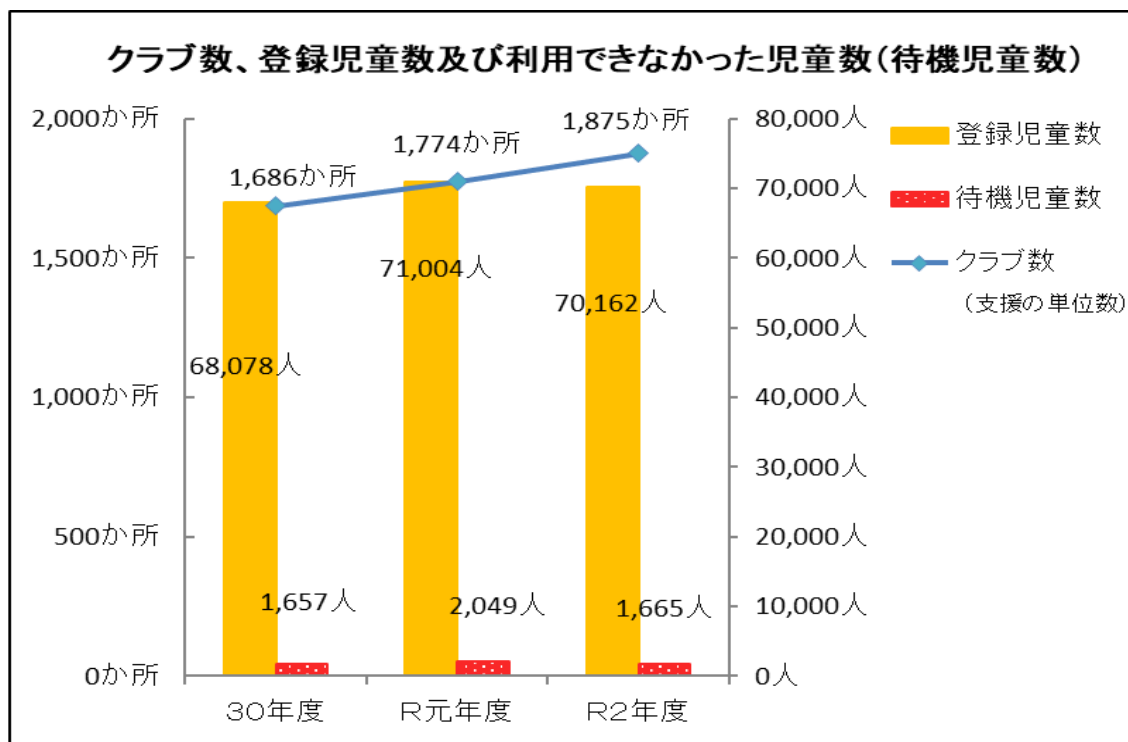
(1) クラブ数、登録児童数について

調査対象クラブ数（支援の単位数※）は、1,875 か所（実施状況調査と同対象。）で、対前年度（調査日 R1.5.1 厚生労働省「実施状況調査」）比 5.7%増であった。

一方、登録児童数は 70,162 人で、前年度「実施状況調査」と比べ 1.2%減少している。

※支援の単位

「支援の単位」とは、児童の集団の規模を示す基準として平成 27 年度から導入されたものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として、行うこととなった。



平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援新制度が本格施行されたことにより、対象年齢がそれまでのおおむね 10 歳未満から小学校 6 年生までに拡大され、クラブ数及び登録児童数が大幅に増加した。

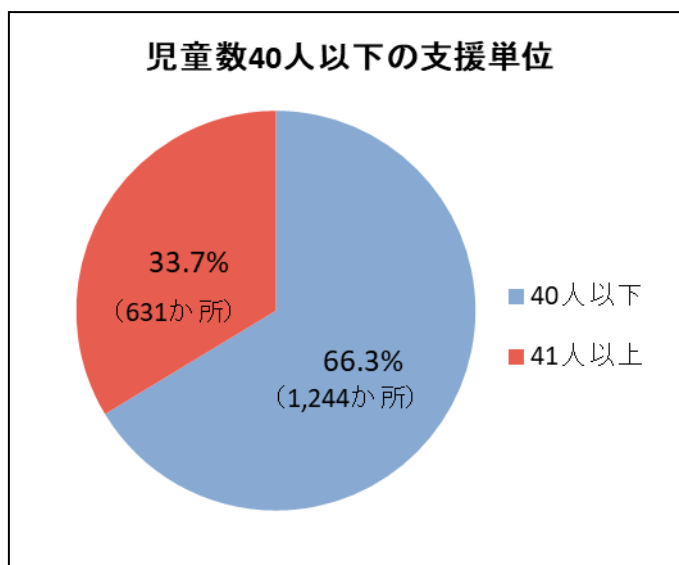
待機児童は令和元年度に増加したが、令和 2 年度は減少し、前年度比 384 人減の 1,665 人の待機児童が発生した。待機児童が発生する主な要因としては、制度改正に伴い対象学年が高学年へ拡大されたことで高学年の入所希望する家庭が増加したことや、保育所の入所受入枠の拡大が進み、保育所から引き続きクラブの利用を希望する家庭が増加していることなどが考えられる。

登録児童数のうち障害児の人数は、1,505 人で、前年度「実施状況調査」より 3.1%増加しており、登録児童数に占める割合は 2.1%となっている。（各年度 5 月 1 日現在厚生労働省「実施状況調査」の数値を引用（R 2 のみ 7 月 1 日））

(2) 支援の単位の規模

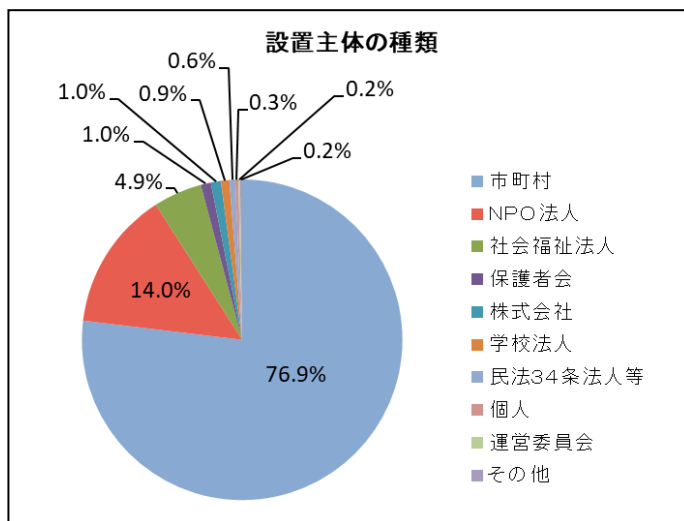
40 人以下の適正規模である支援の単位は、1,875 か所のうち 1,244 か所で、全体の 66.3%であった。

一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合に、支援の単位ごとに壁やパーティションで区切らずに実施している支援の単位は、1,875 か所のうち 347 か所で、全体の 18.5%であった。



(3) 設置主体

設置主体は市町村が一番多く、1,875 か所のうち 1,442 か所で、全体の 76.9%を占めた。次に多いのは NPO 法人で 263 か所、14.0%であった。3 番目に多いのは社会福祉法人で、92 か所、4.9%であった。「その他」の内訳は、有限会社が 2 か所で、企業組合、合同会社がそれぞれ 1 か所であった。

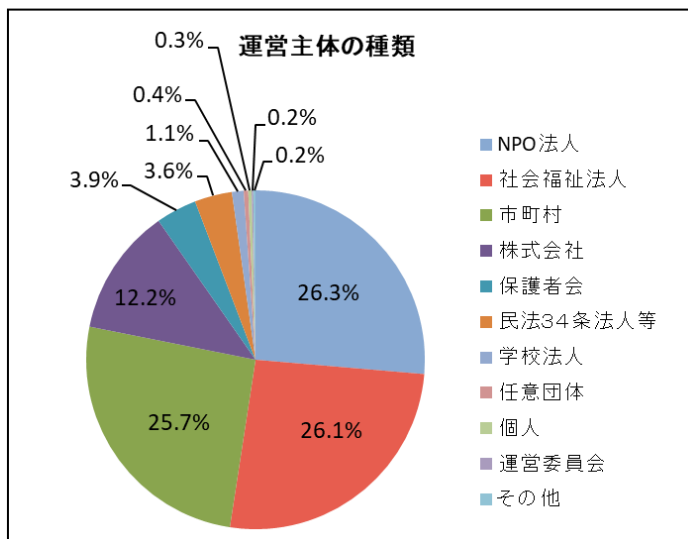


| 設置主体の種類 | 市町村 | NPO法人 | 社会福祉法人 | 保護者会 | 株式会社 | 学校法人 | 民法34条法人等 | 個人 | 運営委員会 | その他 | 合計 |
|-------------|---------|-------|--------|------|------|------|----------|------|-------|------|---------|
| クラブ数(支援の単位) | 1,442か所 | 263か所 | 92か所 | 19か所 | 19か所 | 16か所 | 11か所 | 6か所 | 3か所 | 4か所 | 1,875か所 |
| 割合(%) | 76.9% | 14.0% | 4.9% | 1.0% | 1.0% | 0.9% | 0.6% | 0.3% | 0.2% | 0.2% | 100.0% |

※民法 34 条法人等：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人

(4) 運営主体

運営主体は NPO 法人が一番多く、1,875 か所のうち 494 か所で、全体の 26.3 %であった。次に多いのは社会福祉法人で、489 か所、26.1%であった。3 番目に多いのは市町村で、482 か所、25.7%であった。「その他」の内訳は、有限会社が 2 か所で、企業組合、合同会社がそれぞれ 1 か所であった。



| 運営主体の種類 | NPO法人 | 社会福祉法人 | 市町村 | 株式会社 | 保護者会 | 民法34条法人等 | 学校法人 | 任意団体 | 個人 | 運営委員会 | その他 | 合計 |
|-------------|-------|--------|-------|-------|------|----------|------|------|------|-------|------|---------|
| クラブ数(支援の単位) | 494か所 | 489か所 | 482か所 | 228か所 | 73か所 | 67か所 | 21か所 | 8か所 | 6か所 | 3か所 | 4か所 | 1,875か所 |
| 割合 (%) | 26.3% | 26.1% | 25.7% | 12.2% | 3.9% | 3.6% | 1.1% | 0.4% | 0.3% | 0.2% | 0.2% | 100% |

※民法 34 条法人等：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人

2 支援の単位の状況

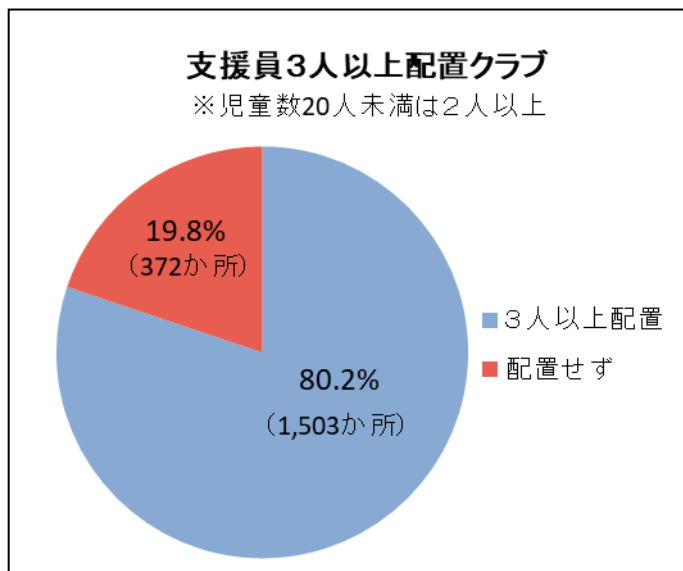
(1) 職員数（保育時の体制数）

職員数（保育時の体制数）は平均 3.6 人であった。※障害児担当職員を除く

(2) 支援員の配置

支援員（有資格者）を 3 人以上（うち 1 人を除き補助員でも可）配置している支援の単位（※）は、1,875 か所のうち 1,503 か所で、全体の 80.2%であった。

（※児童数 20 人未満の場合は 2 人以上配置している支援の単位）



(3) 常勤（フルタイム）の職員数

(1) のうち、常勤（フルタイム）職員の人数（保育時の体制数）は平均 1.9 人であった。

また、常勤職員を複数配置しているクラブは 1,875 か所のうち 1,327 か所で、全体の 70.8%であった。

※「常勤職員」とは、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者をいう。

また、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者は、上記にかかわらず「常勤職員」とする。

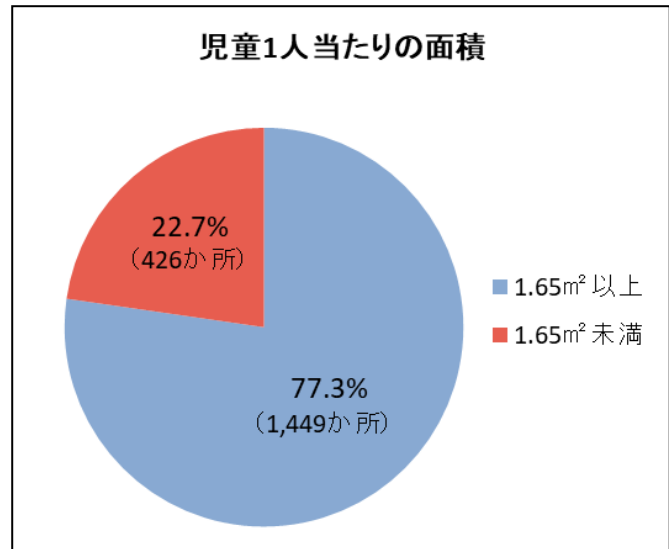
(4) 障害児在籍クラブ数、障害児担当職員配置状況

障害児が在籍している支援の単位は1,875か所のうち846か所で、全体の45.1%であった。その中で障害児担当職員を配置している支援の単位は736か所であった。

| 年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 障害児数（登録児童数の内数） | 1,392人 | 1,460人 | 1,505人 |

(5) 児童1人当たりの面積

児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている支援の単位は1,875か所のうち1,449か所で、全体の77.3%であった。



3 利用料金

利用料金（おやつ代含む）の平均は7,384円であった。

4 点検

毎年、クラブに対して運営基準の内容の点検を行っている（又は行う・行わせる予定である）市町村は63市町村のうち60市町村で、全体の95.2%であった。

また、この点検を行っている市町村のうち、点検内容を公表している（又は公表する予定である）市町村は18市町村で、全体の28.6%であった。

